

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（人事課）

一 趣旨

平成二十九年十月十九日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告に基づき、職員の給与を改定するための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置いて引上げ
- (二) 勤勉手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の平成三十年年度以降の勤勉手当の支給割合は平成三十年四月一日